

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第12条 任命権者は、<u>職員に超過勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない。</u></p> <p>第12条の2 <u>任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に超過勤務を命ずる場合は、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p><u>(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第12条の3 <u>任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</u></p> <p><u>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</u></p> <p><u>(ア) 1月において超過勤務を命ずる時間について45時間</u></p>	<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第12条 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(イ) 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間</u></p> <p><u>イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数</u></p> <p><u>(ア) 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</u></p> <p><u>(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して市長が定める期間において市長が定める時間及び月数</u></p> <p><u>(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数</u></p> <p><u>ア 1月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満</u></p> <p><u>イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間未満</u></p> <p><u>ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p><u>エ 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月</u></p> <p><u>2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案、その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。</u> (時間外代休時間の指定)</p> <p><u>第12条の4</u> 略 (育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)</p> <p><u>第12条の5</u> 略</p>	<p>(時間外代休時間の指定)</p> <p><u>第12条の2</u> 略 (育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)</p> <p><u>第12条の3</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条の3第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。